

平成24年3月27日

平成24年第1回岬町議会定例会

第3日会議録

平成24年第1回(3月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成24年3月27日(火)午前10時30分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 奥 野 学
5番 出 口 実	6番 竹 内 邦 博	7番 小 川 日出夫
8番 竹 原 伸 晃	9番 田 島 乾 正	10番 中 原 晶
11番 道 工 晴 久	12番 豊 国 秀 行	13番 和 田 勝 弘
14番 辻 下 正 純	15番 反 保 多喜男	

欠席議員 0 名

傍 聴 2 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	総務企画部理事	谷 下 泰 久	
副 町 長 中 口 守 可	しあわせ創造部理事	岡 本 茂	
教 育 長 笠 間 光 弘	会計管理者兼理事	瀧 原 義 仁	
総務企画部長兼 財政改革部長 直轄理事兼総務 企画部理事兼 財政改革部理事	白 井 保 二 直轄副理事	保 井 太 郎	
しあわせ創造部長	芦 田 貴志雄	総務企画部副理事	中 田 道 徳
都市整備部長	末 原 光 喜		
水道事業理事	南 康 明		

教育次長 古谷 清

危機管理監 亀崎 義夫

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 入口 博行

議会事務局副理事 大山 鐵男

議事日程

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 日程1 | 三常任委員長報告 |
| 日程2 追加議案第29号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程3 決議案第1号 | 障がい者（声帯切除）の参政権について |

(午前10時30分 開議)

○川端啓子議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成24年第1回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時30分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○川端啓子議長 日程1、三常任委員長報告を行います。

過日、3月7日の本会議において、総務文教、厚生、事業の各委員会に付託いたしました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、鍛冶末雄さん。

○鍛冶事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

3月7日の本会議において、本委員会に付託されました8件の議案については、3月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

議案第2号、平成23年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第4号、平成23年度岬町下水道事業 特別会計補正予算(第2次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第6号、平成24年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第10号、平成24年度岬町下水道事業特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第11号、平成24年度岬町漁業集落 排水事業特別会計 予算の件については、委員会記

録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第17号、平成24年度岬町水道事業会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第18号、町道路線の認定の件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第27号、岬町営住宅条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された8議案について、私の委員長報告を終わります。

○川端啓子議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、反保多喜男さん。

○反保厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

3月7日の本会議において、本委員会に付託されました13件の議案については、3月14日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第2号、平成23年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件のうち、本委員会に付託されました案件については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第3号、平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件につきましては、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第5号、平成23年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第6号、平成24年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託されました案件につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、採決の結果、賛成・反対が同数

でした。よって、委員長裁決により可決されました。

議案第8号、平成24年度岬町国民健康保険特別会計予算の件につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第9号、平成24年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第12号、平成24年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第13号、平成24年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第22号、岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する件につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第23号、岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第24号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、挙手多数で可決されました。

議案第25号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、採決の結果、賛成・反対が同数でした。よって、委員長裁決により可決されました。

議案第26号、岬町介護保険条例の一部を改正する件につきましては、委員会記録のとおり、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました13議案について、私の委員長報告を終わります。

○川端啓子議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、田島乾正さん。

○田島総務文教委員会委員長 ただいま議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

3月7日の本会議において、本委員会に付託されました8件の議案については、3月15日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

議案第2号、平成23年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第6号、平成24年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第7号、平成24年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第14号、平成24年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件、議案第15号、平成24年度岬町深日財産区特別会計予算の件、議案第16号、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件までの3件については、一括議題とし、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、3件とも満場一致で可決されました。

議案第20号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第21号、岬町税条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された8議案について、報告を終わります。

○川端啓子議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第2号「平成23年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第2号「平成23年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第3号「平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第4号「平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第5号「平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「平成24年度岬町一般会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、反対討論から。原案に反対の方の発言許可いたします。

中原議員。

○中原 晶議員 来年度の一般会計予算への討論を行います。

来年度予算においては、子ども医療費の助成や妊婦健診の拡充、こぐま園での機能訓練の充実など、子育て支援を一層推進する前向きな姿勢が感じられました。

また、教育環境の整備においては、幼稚園の年少クラスを2クラス化することへの職員配置や小学校への専任図書館司書配置、学校図書館やトイレなどの学校施設の整備を進めるなど、子どもたちがすこやかに育つための予算が認められ、高く評価するものであります。

町民体育館や小学校の耐震化を進め、災害用備蓄の更新など災害に強い安全・安心のまちづくりのために必要な予算措置がなされたものと考えられ、家庭ごみの収集においても住民の願いにこたえ無料化を継続する予算となっており、積極的な予算の計上であると考えます。

しかしながら、見過ごせない予算が含まれており賛同しかねると考えるものであります。来年度は子どものための手当が減らされ、年少扶養控除の廃止などによる増税で住民生活が一層圧迫されることが予算上からも見てとれます。

障害者自立支援法の抜本改定が見送られたことで、利用料の原則1割負担によって障がい者とその家族の経済的な負担が引き続き重くのしかかります。そういったことへの対応が不十分であると言わざるを得ません。

経済的に困難な家庭への就学援助制度の充実は、来年度も見送られ、他の自治体で行われているような国民健康保険会計への繰り出しによる保険料引き下げへの努力も行われる見通しはありません。

コミュニティバスについては、運行の継続や運行ルートの改善など、住民の願いが一定反映されていることは評価いたしますが、便数の減少という乗客の利便性の向上に逆行する運行計画であることも容認しがたい問題であります。

海釣り公園の栈橋上にドーム型の休憩施設を建設することが2月臨時会で決められ、そのことに伴う基金が計上されております。休憩施設の建設に当たっては、審議が不十分であるとして賛成できないという立場でありましたが、その後の説明もないまま現在、既に工事が進められております。

緑ヶ丘住宅の建てかえについてはPFIという手法を用いることはお決めのようですが、住民への説明がほとんどなされないまま、PFIにかかわる予算は計上されており、住民の声が反映されるのか不透明な状況であります。

また、相談事業においては、各種相談にかかる経費のアンバランスさを指摘してきたにもかかわらず、見直す考えは示されませんでした。

人事の配置についても、文化センター、青少年センターの職員が不足することから、昨年6月議会において増額予算が計上されましたが、その際に申し上げた雇用方法の見直しも行われず、来年度は青少年センターに生涯学習課が移動することから、職員体制の充実が図られるにもかかわらず、引き続き岬町人権協会への補助金が増額して計上されています。

国政や大阪府政の影響を少なからず受ける状況のもとで、予算の編成に当たっては苦労と努力の跡が感じられるもので、反対するに忍びない思いもありますが、熟考した結果、賛同しかねるという立場に至ったものであります。

現在の住民生活と、今後追いやられるであろう住民の暮らしや家計状況を考えた際に国政の悪影響から住民の命と暮らしを守るには十分でないと言わざるを得ません。

また、住民から理解が得られるとは考えられない予算措置も継続されており、賛同しかねる立場であります。

○川端啓子議長 中原議員の反対討論が終わりました。

次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。豊国議員。

○豊国秀行議員 厚生委員会に付託された案件については賛同する立場ではなかったのですが、他の委員会に所管するところの事業については、計画どおり執行すべしと判断し、賛成といたします。

す。

○川端啓子議長 豊国議員の賛成討論が終わりました。

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 これで討論を終わりたいと思います。

これより、議案第6号「平成24年度岬町一般会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての三常任委員長の報告は、可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○川端啓子議長 起立多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「平成24年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第7号「平成24年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「平成24年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方から討論。

反対ですか。

○中原 晶議員 はい。

○川端啓子議長 では、中原議員。

○中原 晶議員 来年度の国民健康保険特別会計については、特定健診の無料化という思い切った対策で受診率の向上を目指し、病の早期発見につながる条件が広がることや、一部負担金の減免

制度の実用化に向けて努力されていることには一定の努力を感じるものであります。また、保険料の算定方法についても、住民からの訴えに応じて試算をもとにした保険料の割合について、来年度中に検討するという真摯な姿勢が感じられました。

しかしながら、人間ドックの助成金引き下げが予定されていることは病の早期発見に逆行しかねない計画であると言わざるを得ません。

国からの支出金が削られ続ける中で、一地方としての一定の努力を感じるもので、賛否は悩ましいところでありましたが、保険料の引き下げという加入者の切実な願いにはこたえられない見通しが厚生委員会で確認されたところであり、賛同しかねるという立場であります。

○川端啓子議長 中原議員の反対討論が終わりました。

次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第8号「平成24年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○川端啓子議長 起立多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「平成24年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可したいと思います。中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 後期高齢者医療制度については、75歳という年齢で差別をされることや、2年ごとの保険料の改定で保険料の引き上げが行われる懸念があることから、制度発足当時から制度そのものに対して反対してきたものであります。

来年度から保険料の見直しにより、1人平均年間約5,500円の引き上げが行われることが判明し、かねてからの予測が残念な形で的中することとなりました。この制度そのものを速やかに廃止すべきという立場から、本予算には賛同しかねます。

○川端啓子議長 中原議員の反対討論が終わりました。

次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第9号「平成24年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○川端啓子議長 起立多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「平成24年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第10号「平成24年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「平成24年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第11号「平成24年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「平成24年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第12号「平成24年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「平成24年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第13号「平成24年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成24年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第14号「平成24年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「平成24年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第15号「平成24年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「平成24年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第16号「平成24年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成24年度岬町水道事業会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第17号「平成24年度岬町水道事業会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「町道路線の認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第18号「町道路線の認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第20号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「岬町税条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。中原議員。

○中原 晶議員 本件においては、復興にかかわる住民税の増税が反映されており、国の復興の進め方に異議を感じているものであります。

金額の多少にかかわらず、住民に新たな負担を課すもので賛同しかねる立場であります。

○川端啓子議長 中原議員の反対討論が終わりました。

次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わりたいと思います。

これより、議案第21号「岬町税条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○川端啓子議長 起立多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号「岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第22号「岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号「岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 反対討論がないようですので、次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

中原議員。

○中原 晶議員 厚生委員会でも賛成の討論をいたしましたが、この場でも改めて申し上げたいと

思います。

子ども医療費の拡充については、ことし10月から予定していた拡充策を7月からに前倒しして実施する急な提案がありましたが、子育て支援策の拡充は早ければ早いほど評価できるものと考えているものであります。

所得制限の廃止と入院の際の医療費助成の対象を小学校卒業まで広げることは子育て中の家庭を大いに励ますものとなります。今後、通院医療においてもさらなる拡充を期待して賛同するものであります。

○川端啓子議長 中原議員の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第23号「岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第24号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○川端啓子議長 起立多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 ないようですので、次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

出口議員。

○出口 実議員 議案第25号、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件に対する賛成討論を行います。

私はごみ有料化の賛成議員の一員でしたが、これまでの厚生委員会の会議内容を踏まえ、有料化に賛同した当時と今では、これから申し上げる内容から状況が2年半たちまして大きく変わっております。再考察する必要があると考えておりますので、これから説明をさせていただきます。

平成21年6月議会において、一般家庭から排出されるごみの収集及び運搬する際に負担を求めるとごみ有料化制度が可決されました。このとき、私はごみ有料化制度の導入は住民の皆さんに新たな住民負担を招くことになり、その制度の導入に積極的に賛成できる内容ではないため、その判断に苦慮いたしておりました。

しかし、前町長、行政部局から詳細な説明を求めたところ、ごみのリサイクルの推進など3Rの推進に、特にごみの減量化には有料化制度の導入が有効であること、ごみの減量化はごみ焼却施設の延命化につながることで、また、こうしたごみ減量化が厳しい状況にある本町の財政の健全化に貢献することになるなど、数々の説明内容を踏まえ、有料化制度の導入に賛成した次第であります。

その後、町長選におかれまして、ごみ有料化制度の廃止を公約に掲げた現町長が当選され、そして町長は直ちに有料化制度を廃止する条例改正案を議会に提案いたしました。廃止には至らず、現在、有料化を規定するこの条例の施行日を「別の条例」で定める内容となっており、実質的には無料となっている現状であります。

こうした中、現町長は再度ごみの有料化制度の廃止を目指して今議会に条例改正案を提案されております。

私は、この改正条例の提案理由として説明された有料化条例の可決後の平成21年から現在に至る一般ごみから排出量の減量化の状況及び、ごみ減量化によって生み出されたごみ処理経費などの町財政に対する効果内容を調べたところ、現在、実質的に無料となっている中においても、前町長が説明された有料化制度の導入による効果と同じ効果が着実に生まれていることが確認で

きました。

また、本町が厳しい財政運営を強いられている要因の一つである公債費、特に地方債の残高については前町長が予算編成を行った平成18年度末残高は普通会計では112億2,500万円、特別会計では53億8,300万円、合計166億800万円となっておりますが、現町長が予算編成を行った平成22年度末残高は普通会計では89億1,300万円、特別会計では51億1,500万円、合計140億2,800万円となっており、実にこの4年間で25億8,000万円の減少、率にしますと15.5%の減となっております。

また、平成23年末残高見込みは、普通会計では84億1,000万円、特別会計では50億6,700万円、合計134億7,700万円となっており、基金残高でも9億8,800万円となっております。こうした地方債残高の着実な減少化傾向は今後の町財政運営にとって好転の見通しとなってくると考えております。

次に、懸案となっております本町のごみ焼却施設の延命化については、昭和61年度に供用開始し、平成12年度にダイオキシン対策のため大規模な改修を行い、現在、27年が経過しております。

こうしたごみ焼却施設の耐用年数は一般に30年前後といわれており、今後、円滑なごみ処理を進めるためには適切な延命対策とあわせ近隣自治体との広域処理についても早急に検討を要する状況であります。

こうした延命対策や広域化に伴う負担金の支払いなど、今後の財政負担については現在進めている行財政改革によって生み出される財政効果額を原資にするなど、計画的な対応を求めるものであります。

一方、本町を取り巻く環境は昨年3月の東日本大震災による壊滅的な被害状況から徐々に復興に向けた動きが見られる中において、近年の中東問題における石油原料危機問題、地域経済の低迷が、また求人倍率の低下など雇用不安が解消されず、引き続き厳しい状況の中にあります。

一部の議員から提案のあった指定袋制の導入については、この制度を導入するにはある一定の人口規模、需要がないと競争原理が働かず、作成単価が高どまりとなります。例として、岬町の世帯数が7,000世帯、1世帯当たり年間100枚のごみ袋を使用すると年間70万枚となり、単価アップの可能性が大きくなってまいります。指定袋の販売単価について、価格を引き下げるなどの行政指導は独占禁止法に抵触する恐れがあります。

こうした厳しい状況の中にあって、厚生委員会の会議を傍聴するに当たり、新たな住民負担を求めるごみの有料化制度を一旦白紙に戻し、今後さらなる慎重な検討が必要であると判断するた

め、本条例に賛成するものであります。

なお、この条例に基づきごみの有料化制度が廃止された場合でも、ごみの減量化対策が必要であります。新たな住民負担が少ないごみ減量化対策についても検討を行うようにあわせて要望して、私の賛成討論といたします。

○川端啓子議長 出口議員の賛成討論が終わりました。

ほかに討論ございませんか。

反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、中原議員、賛成討論どうぞ。

○中原 晶議員 かねてから、家庭ごみの無料化の堅持を求めてきた立場から、本件に賛成するものであります。

厚生委員会の中で町長の方から家庭ごみの処理については、地方自治体の固有の事務であるという考えが明確に示され、この点において大いに賛同するものであります。

住民の多くが望む施策であり、今後一層のごみ行政の改善を期待して賛成いたします。

○川端啓子議長 中原議員の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○川端啓子議長 竹原議員、どうぞ。

○竹原伸晃議員 この件に関しまして、私の考えを賛成の立場から述べたいと思います。

議員として約1年務めさせていただきました。その中で、難しい判断を求められる件が多々あり、このごみの件に関しましてもそのうちの一つでありました。

この件に関して、私自身一生懸命勉強し、また住民さんの意見も聞き、また数年間話し合われた議事録も見させていただきました。そして、今回、平成24年の提出された予算書をあわせて慎重に審議させていただいた中で、一つ思ったことが、この条例改正に関しまして、有料無料の議論が住民生活の現場が本当に望まれているのかどうか見きわめなければならないと心から思いました。

そこで、大きな判断材料として、一つ前の議案で示されました持ち込みごみの制度の復活というの大きなウエイトを占めていました。岬町で排出される粗大ごみが隣町のほうへ持ち込まれているのではないかと、もしくは人知れず不法投棄という形で処分されているのではないかと危惧

しておりました、前回の平成23年12月の議会においてもそんな重要な案件について議論する声も小さく、実質無料の条例を無料にするといった議論についてまだまだ議論する余地があると判断させていただき、現状維持の原則にのっとり否決に回っておりました。今回、この持ち込みごみに関して、原課と財政課のほうでより多くの議論をしていただき、このごみの問題の進展としてとらえることにしました。

ここに至るまで多くの葛藤がありました。例えば、私たちの世代の多くはごみ処分に関する費用の負担を将来へのツケとして残さないでほしいという意見も多くあるのも確かです。そこで、私の地元自治区でよい取り組みをしているので、ぜひ聞いてもらおうと思います。

およそ2年前より、自治区独自で資源ごみ回収日を設定し、回収業者を自治区で依頼し、ごみをお金にかえ、その収益金をもって不燃ごみ回収事業や分野の違う防災啓発事業活動に充てております。これは、まさに自治区民による自治区民のための取り組みであり、この活動は徐々にではありますが、周辺自治区に広がりつつあり、淡輪の中では大半の自治区が実施するようになっております。

こういう取り組み一つにしましても、ごみが有料無料に議論していた2年半前からは生活実態が変化しておるというのもまさにそのとおりであり、これからの時代はごみは分ければ資源ということに住民一人ひとりが意識できるかどうか変わってきておるというのも確かです。この取り組みを実施していないほかの自治区においても導入するかどうか検討していると聞きます。ごみ処理に関してよい流れになってきているなど判断させていただきました。

また実質無料と条例で無料という議論の中で今回、自分が賛成という立場で決着するならば、もっともっと違うところで多くの案件について、もっと深い議論ができるなどといった面もございます。

以上のような理由をもちまして賛成とさせていただこうと思います。

○川端啓子議長 竹原議員の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

田島議員。

○田島乾正議員 ごみの問題、私も昔からずっと携わってきたものですが、今回、有料無料の論議もあるのですが、やはり住民からの信託を受けて、公約として町政へ上がってこられた方が無料と言うならば、やはりこれも民意の反映すべきものであります。やはり過半数の住民が現在の田代町長という公約どおり信託したんですからね。それは当然、当本人もやはりこの公約を厳守すべき責務があり、その姿勢を貫くのが正しい判断と思うんです。それは、当然曲げないよ

うに。

そして、やはり約束した以上、約束は破るものじゃなくして、目的が達成されても約束は守り続けなければいけません。そういうことで、みんなそれぞれ意見はあるのですけれども、やはり民意を受けて、信託受けて上がってこられた方は公約は守るべきと思います。

ただ、一つ心配するのは焼却場の延命問題ですね。ただ無料無料ばかりではいきませんので、無料を継続しながらも将来の展望を考えて、やはり延命措置の努力をしていただきたい。そして、いつかは広域行政的な問題になると思います。泉佐野から以南はお互いに助け合いで各市町村一つ一つ持つんでなくして、やはり助け合い精神でそういう計画も出ております。過日、私も勉強会で、ある市町村に行ってきて、岬町の現状も訴えました。

ということで、私はこのごみ問題の無料については、当然、信託受けた方が無料と言ってるんですから、無料で結構でございます。しかし、将来に向けての計画、対策なりを一つお願いしたいと、それを申し添えて賛成討論といたします。

○川端啓子議長 田島議員の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第25号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○川端啓子議長 起立多数です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号「岬町介護保険条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 反対討論がなければ、次に賛成討論。中原議員。

○中原 晶議員 来年度からの保険料の改定に当たって、所得階層の細分化により圧倒的多数の被保険者の保険料の引き下げのために尽力されたことを高く評価いたしまして、賛同するものであります。

○川端啓子議長 中原議員の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第26号「岬町介護保険条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号「岬町営住宅条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第27号「岬町営住宅条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

三常任委員会に付託された案件はすべて議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦労様でした。

○川端啓子議長 日程2、議案第29号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。直轄理事、中村光延さん。

○中村直轄理事 提案理由といたしましては、行財政改革のさらなる推進を図るため、関係条例に所要の改正を行うものでございます。

改正条文をご説明する前に今回の改正のポイント、内容をまずご説明申し上げます。

今回の改正は、第1条と第2条がございますが、2つの項目について改正を行うものでございます。

1つ目は、職員給料の独自カットを平成24年度中、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで実施するものでございます。職員給料の独自カットは、今年度平成23年度においても行ってまいりました。管理職につきましては2%のカット、管理職以外の職員では1%のカットでございました。平成24年度におきましては、全職員について2%のカットを実施するものでございます。これにつきましては、職員労働組合と協議を行い合意をいたしております。また、この2%の給料カットの効果額は約2,250万円を見込んでおりまして、先日、3月22日の行財政改革委員会でご報告申し上げました効果額と同じものでございます。

次に、2つ目の第2条に規定する改正の内容についてご説明を申し上げます。

これは、昨年9月に国の人事院勧告に盛り込まれた内容を実施するものでございます。現在、岬町では国の給料表や取り組みに準じて平成18年4月より職員の給与については民間給与水準をより一層的確に反映したものとするために、全給料表の級号給の構成を見直すとともに、給料月額を平均4.8%引き下げる、いわゆる給与構造改革を実施いたしました。その際、国と同様に給与構造改革後の給料の額が既に支給されていた給料の額を下回る場合は、改革後の給料の額が昇任や昇給に伴い既に支給されていた給料の額を上回るようになるまでの間は、既に支給されていた給料の額との差額を合わせて支給する経過措置を実施してまいりました。いわゆる現給保障制度というものでございますが、昨年の国の人事院勧告ではこの中身に触れられていまして、一定の期間を設けて廃止せよというような内容でございました。

この現給保障につきましてはの差額でございますけれども、支給を受けている職員数は来年度平成24年度において、管理職で24名、管理職以外の職員で20名、合計44名でございます。また、差額の額につきましては、職員により異なりますけれども、800円から1万5,000円程度の幅になってございます。この差額の給料の支給を段階的に廃止いたします。

具体的には、管理職におきましては2年で廃止をいたします。平成24年度では現給保障の額の2分の1を減額し、平成25年4月から廃止するものでございます。管理職以外の職員につきましては、3年で廃止をいたします。平成24年度では3分の1を減額し、平成25年度では3分の2の額を減額、平成26年4月から廃止するものでございます。これにつきましても職員組合と協議を行い合意を得たところでございます。この現給保障としての差額の廃止によります効果額でございますけれども、平成24年度は約270万円、平成25年度では430万円、平成26年度では約540万円と見込んでおります。

それでは、改正条例案をご説明いたします。

お手元の議案第29号の裏面及び次ページの新旧対照表をご参照ください。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正。

第1条、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年岬町条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第26項中「平成23年4月1日から平成24年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」に改め、「（第13条に規定する管理職手当の支給を受ける職員に限る）」を削る。

附則第27項を削る。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正。

第2条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岬町条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第17項を附則第19項とし、附則第7項から第16項までを2項ずつ繰り下げ、附則第6項中（前項）を（附則第5項）に改め、同項を附則第8項とし、附則第5項の次に次の2項を加える。

6、前項の規定による給料の支給を受ける職員（第13条に規定する管理職手当の支給を受ける職員に限る）の前項の規定による給料の額については、平成24年4月1日以降同項の規定による給料の額から当該給料の額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超える場合にあっては1万円とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする）を減じた額とし、平成25年4月1日以降同項の規定による給料は支給しない。

7、附則第5項の規定による給料の支払いを受ける職員（第13条に規定する管理職手当の支給を受けない職員に限る）の附則第5項の規定による給料の額については次の各項に掲げる期間の区分に応じ、当該各項に定める額とし、平成26年4月1日以降同項の規定による給料は支給しない。

（1）平成24年4月1日から平成25年3月31日まで附則第5項の規定による給料の額から当該給料の額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする）を減じた額。平成25年4月1日から平成26年3月31日まで附則第5項の規定による給料の額から当該給料の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする）を減じた額。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上が改正条文でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○川端啓子議長 本件に対する質疑を行いたいと思います。

質疑ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 効果額については、先ほど説明の中でお聞きしたところですが、具体的に1人平均の減額は年間幾らほどであるか確認しておきたいと思います。

○川端啓子議長 保井副理事。

○保井直轄副理事 先ほども申し上げているとおり、最高の方で1万5,000円という方がおられます。その方の場合、管理職でしたら減額率は2分の1というふうになります。その方が管理職でない場合は3分の1という形の金額になります。月額でございます。

最低におきましては、800円の方もおりますので、その方につきましても管理職であれば2分の1、管理職でなければ3分の1という額が減額されるということで、1万5,000円から800円の間でございますが、さまざまではございますが、管理職については2分の1の額、管理職でなければ3分の1の額という形になりまして、管理職でない場合は2年目につきましては3分の2の額を減額するという形になりまして、44名の中でさまざまに計算させていただくということになっております。

○川端啓子議長 中村理事。

○中村直轄理事 補足説明を申し上げます。

中原議員のご質問、今の現給保障の分と2%の給与カットの部分が含まれておったかというようにちょっと認識いたしましたもので、すみません。

先ほどご説明いたしましたように、来年度につきましては全職員2%の給料カットを行います。対象者数が156人と見込んでおります。

先ほど申し上げました2,250万円の効果額ということを単純に平均いたしますと、年間約14万円ぐらいの減額となる見込みでございます。

○川端啓子議長 中原議員よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○川端啓子議長 では、他の議員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、これで質疑を終わりたいと思います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、反対討論から。反対の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、次に賛成討論。中原議員どうぞ。

○中原 晶議員 今、質問もさせていただきましたが、職員の皆さんの生活や労働意欲、また地域経済への影響等を考慮しますと賛同するのは不本意ではありますが、労使間の協議が整ったということでありましたので、その結果を尊重するものであります。

○川端啓子議長 中原議員の賛成討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第29号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件」を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○川端啓子議長 日程3、決議案第1号「障がい者(声帯切除)の参政権について」を議題といたします。

本件について、提案者から趣旨説明を求めます。議会議員、田島乾正さん。

○田島乾正議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提案をいたしたいと思っております。

その前に、議長、一つちょっとお諮り願いたいんですけども、字句の訂正を申し入れたいと思っております。

実は、提案理由の中で、6行目に「ある日、不幸にして」という文言、この「不幸」という言葉はどうも現代社会で好ましくない表現と、私自身、そう思っておりますので、「ある日、不幸にして」を「ある日、病気により」と、そういう文言の字句訂正をしたいんですけども、一つお諮りのほうお願いしたいと思うんです。

○川端啓子議長 そうしたら、賛同者の方もよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、よろしく申し上げます。

○田島乾正議員 それでは、議員提案の説明をいたします。

決議案第1号、障がい者（声帯切除）の参政権について（案）

ただいま議長の許可を得ましたので、決議案第1号、障がい者（声帯切除）の参政権について（案）を会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者 岬町議会議員 田島 乾正

賛成者は次のとおりです。

敬称は略させていただきます。

賛成者 岬町議会議員 和田 勝弘

〃 辻下 正純

〃 出口 実

〃 道工 晴久

〃 竹原 伸晃

〃 反保多喜男

〃 鍛冶 末雄

〃 豊国 秀行

〃 小川日出夫

以上であります。

提案理由は、地方議会や国政において、障がいのあるものも平等に議員として議員活動を今日しております。

過日、朝日新聞記事に、「議場の代読 なぜ認めぬ」との内容で、「声なき議員」に対して岐阜県中津川市議会の議会運営委員会が代読を認めなかったものである。ある日、病気にて障がいを持って参政ができないのでしょうか。障がいを持つものに対する人権侵害であり、まさに「いじめ、差別」であります。

私たちの岬町議会委員会条例には、障がいを持った議員の援助についての明記がなく、憲法第14条には、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と明記されており、障がい者にも議会事務局職員等の援助により参政権を認めるべきである。

以上を決議する。

平成24年3月27日

大阪府泉南郡岬町議会

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○川端啓子議長 これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、決議案第1号「障がい者(声帯切除)の参政権について」についてを、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○川端啓子議長 起立多数です。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会の会議に付された事件はすべて議了しました。

慎重審議ありがとうございました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成24年第1回岬町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前11時50分 閉会)

以上の記録が本町議会平成24年第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成24年3月27日

岬町議会

議 長 川 端 啓 子

議 員 反 保 多喜男

議 員 鍛 治 末 雄